

求人者・求職者の皆様へ

## 取扱職種の範囲等の明示

リバティ株式会社

有料職業紹介事業許可番号（27-ユ-020145）

職業安定法第 32 条の 13、職業安定法施行規則第 24 条の 5 により、以下項目を明示します。

### ●取扱職種の範囲等

- ・取扱職種：専門的・技術的職業、管理的職業、事務的職業、販売の職業、生産工程・労務の職業
- ・地 域：国内

### ●手数料に関する事項

- ・求職者から徴収する手数料等はありません。
- ・求人者から徴収する手数料等については下記手数料表（消費税を除く）のとおりです。

| サービスの種類及び内容                                    | 手数料の額  |
|--|--|
| 求人者の申込みを受理後、<br>求人者に求職者を紹介するサービス<br>【職業紹介サービス】 | 成功報酬<br>当該求職者の就業後 1 年間に支払われる賃金（内定書や<br>労働条件通知書等に記載されている額）の<br><u>35 %</u><br>手数料負担者は求人者とします。 |

※上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

### ●苦情の処理に関する事項

求職者または求人者からの苦情の申出があった場合は、職業安定機関と連携を図りつつ、誠意をもって対応いたします。

苦情申出先：リバティ株式会社 大阪オフィス 職業紹介責任者：柰保 浩司

連絡先：06-6344-8082

## ●求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

当社は、求職者または求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規程」に基づき、適正に取り扱います。当社の「個人情報適正管理規程」は以下のとおりです。

---

### 個人情報適正管理規程

1. 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、大阪本社内の職業紹介事業担当職員とする。個人情報取扱責任者は、職業紹介責任者 柰保 浩司とする。
2. 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う1に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習を受講するものとする。
3. 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、停滞なく訂正を行うものとする。  
また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に務めることとする。
4. 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。  
なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者 柰保 浩司とする。

---

## ●返戻金制度に関する事項

当社は、一律の返戻金制度は設けておりませんが、個別の返戻金契約の詳細については、「人材紹介基本契約書」において定めています。